

[トップ](#) [各課の窓口](#) [社会福祉課](#) [お知らせ](#)

地域福祉センター(浴室含む)の臨時休所のおしらせについて【令和3年1月23日から当面の間:「緊急事態宣言」対象期間】

[2021年1月21日] ID:26515

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 [シェア](#)  [ツイート](#)

日頃より、地域福祉センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当施設におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月20日に開催した佐倉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第19回)の決定に基づき、下記のとおり休所とさせていただきます。ただし、行政利用等(※)のみ利用可とします。

皆様の安全を最優先に、感染症拡大防止に努めてまいりますので、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【休所期間】

令和3年1月23日(土)から当面の間(「緊急事態宣言」対象期間)

【対象施設】

- ・佐倉市西部地域福祉センター TEL043-463-4167
- ・佐倉市南部地域福祉センター TEL043-486-5151

(※)行政利用等とは

- ・市が主催する事業
- ・市が施策として推進している事業を担う団体等(民生委員等)の緊急性の高い会議など

※緊急性の高いコピー機や印刷機の使用については、各施設までご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、日々状況が変化することから、最新の情報については、市のホームページや指定管理者のホームページ、施設内の掲示等でお知らせいたします。ご理解ご協力をお願いいたします。